登録番号	戸住 - 1	
本人の数	1000121	

個人情報ファイルの名称			アイルの名称	住民基本台帳事務関連ファイル			
	1	固人情報取	汲事務の名称	住民基本台帳事務			
行政機関の名称			関の名称	伊勢原市長			
個丿	(情報フ		用に供される事務をつ 組織の名称	市民生活部戸籍	住民課		
	個,	人情報ファク	イルの利用目的	住民基本台帳法	住民基本台帳法に基づく証明発行、届出処理		
	基本的工	頁目	■整理番号 ■氏名 ■性別 ■生年月日 ■年齢 ■住所 ■電話番号 ■本籍(地) ■国籍 ■世帯主との続柄 ■その他 〔請求者の資格〕				
			□身体の一部の特徴を電	 孟子計算機の用に	供するために変	<u> 換</u> した符号	
	個人識別	可然 旦	(□DNA □顔	□虹彩 □声紋	□歩容	□静脈 □指紋・掌紋)	
個		刘付万	□旅券番号 ■基礎年金	番号 □運転免許詞	証番号 <u>■住民</u> 票	ミコード ■個人番号	
人情			■在留カード番号 ■優	津康保険・介護保	験等の被保険者	番号等 ■特別永住者証明書の番号	
報	要配慮	取扱制限	□信条 □人種	□犯罪の経歴	□社会的身分		
の項	個人情 報	その他	□病歴 □犯罪により) 害を被った事実	□心身の機能の降	章害 □健康診断等の結果	
目名	学 区	C 42 E	□医師等による指導・診療	寮・調剤 □刑事事	4件に関する手続	□少年の保護事件に関する手続	
	家庭生活	舌	■親族関係 ■結婚・離婚	惛歴 □家庭状況	昏歴 □家庭状況 □住居状況 □その他		
	社会生活	舌	□学業・学歴 □職業・職歴 □地位 □資格 □団体加入の有無 □賞罰				
			□その他 [□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
	経済状況		□収入 □財産 □納税額 □公的扶助受給額 □取引状況 □その他 []				
その他の項目 □趣味・嗜好 □主義			****] []	
		記録	k範囲 	住民基本台帳登	强者(住民登録)	があった者を含む)	
		記録情報の	の収集方法	本人から文書、その他 [ンライン] により収集	〔オンライン〕により収集	及び本人以外(市町村)から文書、その他〔オ	
要	配慮個。	人情報が含	まれるときは、その旨		有	■ 無	
		記録情報の	経常的提供先	国、都道府県、	市町村、J-LIS		
BB -	→ =± _L, &&	ナゴ四トフ	ク目のかった カイトコ マルディナール	総務部文書法制課			
角ス	下請水等	を文理する	組織の名称及び所在地	〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地			
他の	り法律又	はこれに基	づく命令の規定による		有	無無	
訂正又は利用停止の制度				【根拠法令】			
個人情報ファイルの種別			ァイルの種別		第2項第1号 ファイル) 該当するファイル □ 無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
最終更新日 令和5年4月1日			令和5年4月1日	備考			

登録番号	戸住 — 2
オトの粉	10001111

個人情報ファイルの名称			アイルの名称	印鑑登録事務関連ファイル			
個人情報取扱事務の名称			吸事務の名称	印鑑登録事務			
行政機関の名称			関の名称	伊勢原市長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称				市民生活部戸籍	住民課		
	個,	人情報ファク	イルの利用目的	伊勢原市印鑑条	:例に基づく印鑑	證錄、証明発行	
基本的項目		頁目	■整理番号 ■氏名 ■性別 ■生年月日 ■年齢 ■住所 □電話番号 □本籍(地) □国籍 □世帯主との続柄 □その他 〔				
			□身体の一部の特徴を電	 電子計算機の用に	供するために変		
	個人識別	山佐 旦	(□DNA □顔	□虹彩 □声紋	□歩容	□静脈 □指紋・掌紋)	
個		刘付万	■旅券番号 □基礎年金額	番号 ■運転免許	証番号 □住民票	ミコード □個人番号	
人情			■在留カード番号 □億	津康保険・介護保	険等の被保険者	番号等 □特別永住者証明書の番号	
報	要配慮	取扱制限	□信条 □人種	□犯罪の経歴	□社会的身分		
の項	個人情 報	その他	□病歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果				
項目名		·	□医師等による指導・診療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続				
4	家庭生活	舌		昏歴 □家庭状況 □住居状況 □その他			
	社会生活	舌	□学業・学歴 □職業・職歴 □地位 □資格 □団体加入の有無 □賞罰 □その他 〔 〕				
	経済状況	兄	□収入 □財産 □納税額 □公的扶助受給額 □取引状況 □その他 〔 〕				
その他の項目 □趣味・嗜好 □主義				・主張 <u>■その</u>	他 〔印影 〕	[印鑑登録番号]	
記録範囲			範囲	印鑑登録申請者			
		記録情報の	の収集方法	本人から文書により	収集及び本人以外(家	戻族、他の個人)から文書により収集	
要	配慮個。	人情報が含む	まれるときは、その旨		有	無無	
		記録情報の紹	圣常的提供先	_			
日日 二	_==+- <i>\</i>	ナ、巫畑十つ	如鉢のタもひがにたい	総務部文書法制課			
荆乙	下請水寺	を文理する	組織の名称及び所在地	〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地			
他の	り法律又	はこれに基	づく命令の規定による		有	無無	
訂正又は利用停止の制度			用停止の制度	【根拠法令】			
個人情報ファイルの種別			- 人儿の衽川	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第		□法第60条第2項第2号	
			ノ ´ /ビ♥ノ作里力	政令第21条第7項に		(マニュアル処理ファイル)	
		至 日	令和5年4月1日	■ 有 備考			
最終更新日			11 4HO 11 4 77 1 H	V用 ~つ			

登録番号	戸住 - 3
オトの粉	10001111

個人情報ファイルの名称			住居表示事務関連ファイル				
個人情報取扱事務の名称			吸事務の名称	住居表示関連事務			
行政機関の名称			関の名称	伊勢原市長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称				市民生活部戸籍	住民課		
個人情報ファイルの利用目的			イルの利用目的	住居表示の設定	等届出事務の処	L理	
	基本的工	頁目		□整理番号 ■氏名 □性別 □生年月日 □年齢 ■住所 ■電話番号 □本籍(地) □国籍 □世帯主との続柄 □その他 〔			
			□身体の一部の特徴を電	- 電子計算機の用に	供するために変		
	個人識別	叫炸 旦	(□DNA □顔	□虹彩 □声紋	□歩容	□静脈 □指紋・掌紋)	
個		刘付万	□旅券番号 □基礎年金額	番号 □運転免許詞	证番号 □住民票	ミコード □個人番号	
人情			□在留カード番号 □優	津康保険・介護保	険等の被保険者	番号等 □特別永住者証明書の番号	
報	要配慮	取扱制限	□信条 □人種	□犯罪の経歴	□社会的身分		
の項	個人情 報	その他	□病歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果				
項目名		·	□医師等による指導・診療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続				
	家庭生活	舌		盾歴 □家庭状況 <u>■住居状況</u> □その他			
	社会生活	舌	□学業・学歴 □職業・職歴 □地位 □資格 □団体加入の有無 □賞罰 □その他 〔 〕				
	経済状況	兄	□収入 □財産 □納税額 □公的扶助受給額 □取引状況 □その他 〔 〕				
その他の項目 □趣味・嗜好 □主義				・主張 <u>■その</u>	他 〔建築確認	日付〕 〔完成予定日〕	
		記録	範囲	住居表示建物新	 築届の届出者		
		記録情報の	の収集方法	届出者から文書	により収集		
要	配慮個。	人情報が含む	まれるときは、その旨		有	■ 無	
	ij	記録情報の紹	圣常的提供先	_			
月月 二	二圭士公	ナ・巫畑十つ	組織の名称及び所在地	総務部文書法制課			
刑 /.	小	で文珪りる	· 粗麻(少石 你及 () 別 1 土 地	〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地			
他の	り法律又	はこれに基	づく命令の規定による		有	無無	
訂正又は利用停止の制度			用停止の制度	【根拠法令】			
個人情報ファイルの種別			イルの番別	■第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項		□法第60条第2項第2号	
			ノ ´ /ビ۷ノ作里力リ		項に該当するファイル (マニュアル処理ファ		
				■有			
最終更新日 令和5年4月1日			令和5年4月1日	備考			

登録番号	戸住 - 4	
本人の数	10001211	

個人情報ファイルの名称				し尿清掃手数料事務関連ファイル			
	1	固人情報取	扱事務の名称	清掃手数料(し尿)賦課徴収事務			
行政機関の名称			関の名称	伊勢原市長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称				市民生活部戸籍	住民課		
個人情報ファイルの利用目的				し尿清掃手数料	の賦課、徴収、	滞納整理事務	
	基本的工	頁目		注別 □生年月日 この他 〔	□年齢 ■住所 〕	■電話番号 □本籍(地) □国籍	
個人生			□身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号 (□DNA □顔 □虹彩 □声紋 □歩容 □静脈 □指紋・掌紋) □旅券番号 □基礎年金番号 □運転免許証番号 □住民票コード □個人番号 □在留カード番号 □健康保険・介護保険等の被保険者番号等 □特別永住者証明書の番号				
情報	要配慮	取扱制限	□信条 □人種	□犯罪の経歴	□社会的身分		
の項目	個人情報	その他		の害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果 療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続			
名	家庭生活	· 舌	□親族関係 □結婚・離婚	盾歴 ■家庭状況	■住居状況 □そ	- の他	
	社会生活	舌	□学業・学歴 □職業・職歴 □地位 □資格 □団体加入の有無 □賞罰 □その他 []				
	経済状況	兄	□収入 □財産 □納税額 □公的扶助受給額 □取引状況 <u>■その他</u> 〔口座番号〕				
	その他の	の項目	〔汲取年月日〕〔汲取実績量〕	〔汲取タイプ〕 〔受持業	者名〕〔申込み年月日〕	〕〔廃止年月日〕〔 公的扶助受給状况 〕	
		記錫	k範囲	し尿汲取り申込	者		
		記録情報	の収集方法	本人から文書により	収集及び本人以外(金	き業)から文書により収集	
要	配慮個。	人情報が含	まれるときは、その旨	□有■無			
	Ĭ	記録情報の流	経常的提供先	し尿清掃事業者			
HH -		ナガ畑十つ	如めのなれてがごかい	総務部文書法制課			
角ス	下請水等	を文理する	組織の名称及び所在地	〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地			
他の法律又はこれに基づく命令の規定による 訂正又は利用停止の制度			づく命令の規定による		有	■ 無	
				【根拠法令】			
個人情報ファイルの種別				■法第60条 (電算処理 政令第21条第7項に ■ 有	ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
最終更新日 令和5年4月1日				備考			

登録番号	戸住	_	5
本人の数	1 0 0	0人以	人上

個人情報ファイルの名称			戸籍事務関連ファイル				
	1	固人情報取	汲事務の名称	戸籍事務			
行政機関の名称			関の名称	伊勢原市長			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称				市民生活部戸籍	住民課		
個人情報ファイルの利用目的			イルの利用目的	戸籍法に基づく	戸籍法に基づく証明発行、届出処理		
	基本的項	頁目	□整理番号 ■氏名 ■性 □世帯主との続柄 ■そ		□年齢 <u>■住所</u> • 身分事項 〕	□電話番号 ■本籍(地) ■国籍	
			□身体の一部の特徴を電	ご子計算機の用に	供するために変	換した符号	
	/ED ≥0%:□	111 <i>151</i> 5 日	(□DNA □顔	□虹彩 □声紋	□歩容	□静脈 □指紋・掌紋)	
個	個人識別	刊付写	□旅券番号 □基礎年金額	番号 □運転免許調	証番号 □住民票	雲コード □個人番号	
人 情			□在留カード番号 □仮	津康保険・介護保	険等の被保険者	番号等 □特別永住者証明書の番号	
報	要配慮	取扱制限	□信条 □人種	□犯罪の経歴	□社会的身分		
の項目	個人情 報	その他	□病歴 □犯罪により害を被った事実 □心身の機能の障害 □健康診断等の結果				
自名			□医師等による指導・診療・調剤 □刑事事件に関する手続 □少年の保護事件に関する手続				
	家庭生活	舌	■親族関係 ■結婚・離婚	惛歴 □家庭状況 □住居状況 □その他			
	社会生活	舌	□学業・学歴 □職業・職歴 □地位 □資格 □団体加入の有無 □賞罰				
			■その他 (禁治産の有無・準禁治産の有無・後見登記・破産)				
	経済状況		□収入 □財産 □納税額 □公的扶助受給額 □取引状況 □その他 〔 〕				
その他の項目 〔出生地〕〔死亡地〕〔				死亡日時〕 〔死因		[出生児体重・身長]〔出生数〕	
		記録	範囲	当市に本籍を有	する者、除籍さ	れた者等	
		記録情報の	の収集方法	本人、他市区町	村、法務局、裁	划所等	
要	配慮個。	人情報が含	まれるときは、その旨		有	■ 無	
	言	己録情報の流	圣常的提供先	他市区町村・他市区町村選挙管理委員会、法務局、警察、税務署			
11月二	2.建	な巫珊士ス	組織の名称及び所在地	総務部文書法制課			
卅八	N-明 小 守	で文座する	· 起戚》2~日外汉 O·7/11工地	〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地			
他の法律又はこれに基づく命令の規定による			有	■ 無			
訂正又は利用停止の制度			用停止の制度	【根拠法令】			
個人情報ファイルの種別			マイルの話型	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項		□法第60条第2項第2号	
			アイ /レリノ性別	政令第21条第7項に	該当するファイル	(マニュアル処理ファイル)	
				■ 有	□無		
最終更新日 令和5年4月1日			令和5年4月1日	備考			